

「八街市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定の概要

◎ 市町村行動計画改定のポイント

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、市民の生命及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策内容を示す計画となる。

新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、政府行動計画が令和6年7月に、県行動計画が令和7年3月に改定されたことを受け、次なる感染症危機に備え、迅速・的確に対応できるよう市行動計画の改定を行うもの。

1 平時の備えの整理

- 国や県、市及び関係機関の役割分担を明確化
- 庁内体制の構築

2 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- 対策が必要となる7項目を準備期・初動期・対応期の3期でに分けて整理
- 市が主体的に行う情報提供、ワクチン接種等の充実
- 偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションの在り方を整理
- 横断的な視点を設定し、各対策項目の取組を強化

3 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- DX（予防接種事務のデジタル化等）の活用
- 有事の際に活用できるワクチン接種や給付事務等を行うシステムを平時から整備

各対策項目の概要

1 実施体制

- 新型インフルエンザ等の発生や疑いがある場合に、全庁一体となった取組を推進するための体制を構築する。
- 平時から、実践的な訓練の実施や、県、近隣市等との情報共有等の取組を進め、多様な主体間での連携体制を強化する。
- 新型インフルエンザ等対策など、健康危機管理等の対策に携わる職員の育成等を行う。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報が拡散される場合があるため、その時点で得られた科学的根拠に基づく情報を繰り返し発信する等、市民等の不安の解消に努める。
- 市民等に対して、感染症に関する理解を深める啓発を行い、市民が情報を適切に判断・行動できるように努める。

3 まん延防止

- 平時から手洗いなどの基本的な感染対策の啓発を行うとともに、感染が疑われる場合は、感染を広げないよう不要不急の外出を控えることなど感染拡大防止の対応策等について、理解促進を図る。

4 ワクチン

- 平時から迅速な予防接種を実現するための体制準備を行うとともに、特定接種・住民接種とも、実施決定後は速やかに希望者が接種を受けることができる体制を構築する。
- 円滑な接種を実現するために、平時から印旛市郡医師会八街地区・医療機関や事業者等とともに必要な準備を行う。

「八街市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定の概要

各対策項目の概要（つづき）

5 保健

- 市は、県と連携して、感染者の健康観察及び生活支援等、市民の生命及び健康の保護につなげる。

6 物資

- 平時から感染症対策物資等の備蓄をすることにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な情報提供及び対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のために必要となる可能性が高い感染対策等の準備を呼びかける。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合には、市民・事業者等がそれぞれの役割を果たすことにより、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民経済の安定を確保する。

★ 八街市新型インフルエンザ等対策行動計画改定（案）は、別紙のとおり。

（参考）

※現在の八街市新型インフルエンザ等対策行動計画

ホームページアドレス <https://www.city.yachimata.lg.jp/soshiki/15/554.html>